

開会 午前10時00分

**◎開会及び開議の宣告**

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから令和2年第1回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

**◎諸般の報告**

○議長（目時重雄君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

今期定例会において、2月10日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであります。

陳情第1号 最低賃金の改善と全国一律制にすることを求める陳情、陳情第2号 公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入する条例制定に反対する陳情は、産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたので、ご報告いたします。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、4番、亀田利美君、6番、宮信君を指名いたします。

---

**◎会期の決定について**

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。

委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） おはようございます。

議会運営委員会から報告、提案をいたします。

本定例会についての議会運営委員会を2月10日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、小坂町過疎地域自立計画の一部変更についてと、新年度予算関係11件、条例の一部改正が18件、指定管理者の指定について2件、補正予算8件、計、議案40件であります。

したがいまして、議会運営委員会といたしましては、第1日目、2月17日、本日、月曜日は初日本会議とし、第2日目、2月18日火曜日は一般質問、質問終了後、常任委員会を開催をしていただく。第3日、2月19日水曜日は予算特別委員会を開催をしていただく。そして、第4日から第8日までについては、諸会議や土日祝日のため休会とし、第9日、2月25日火曜日は予算特別委員会、そして第10日、2月26日水曜日を予備日とし、第11日2月27日木曜日は事務の整理等で休会、最終日本会議を第12日目、2月28日金曜日として、会期を12日間とすることを提案をいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から2月28日までの12日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は12日間と決定いたしました。

---

### ◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、令和2年第1回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜り、誠にありがとうございます。

本日提出いたします議案は、令和2年度当初予算及び令和元年度補正予算の予算関係19件、計画の変更1件、条例の一部改正18件、そして指定管理者の指定2件の計40件であります。いずれの議案につきましても、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

はじめに、第6次小坂町総合計画の策定状況についてご報告申し上げます。

令和3年度から令和12年度までの10年間を期間とした第6次小坂町総合計画の策定作業については、平成31年度と令和2年度において予算化をし、取り組んでいるところであります。

昨年6月に第6次小坂町総合計画策定方針を決定し、町職員によるワーキンググループを立ち上げ、第5次総合計画における事務事業の評価等について作業を進めているほか、計画策定等の参考とするため、小中学生及び抽出した町民を対象に、まちづくりアンケートを実施しております。また、昨年12月には、新たなまちづくりの設計図を創るために、初めて高校生11人によるまちづくり未来委員会を設置し、若い世代の町民の代表として様々な観点から意見を伺っております。

さらに、同じく12月に、各分野の代表の町民からなる総勢23名のまちづくり委員会を組織し、福祉・健康、教育・文化、産業、生活・環境の4部会に分け、これまでに月1回のペースで2回開催し、熱心なご討議をいただいております。

これまでのまちづくり委員会では、各分野における地域の課題や課題の解決策等が話し合われ、3月にはこれらのことをまとめた提言書を町に対して提出される予定となっております。この提言を受け、今後、町では庁内ワーキンググループ・政策調整会議において、総合計画の素案等について、まちづくり委員会のご意見を伺いながら取りまとめ、これらを振興計画審議会に諮り、協議していただくこととなります。

なお、9月定例議会の会期中を目途に、皆様にも総合計画の素案等の内容を説明させていただき、その際には皆様からのご意見を賜りたいと存じます。そして、振興計画審議会からいただいた総合計画案については、12月定例会に提案させていただきますので、その内容について、慎重ご審議のほどをよろしく願いいたします。

次に、各地区自治会連絡協議会ごとに開催した令和元年度の町長との懇談会について、ご

報告申し上げます。

まちが目指す姿である「“ひと”と“まち”が輝く躍動する小坂」に向けて、より多くの町民からの意見などを反映し、また、積極的にまちづくりに参加していただくために、町内各地区自治会連絡協議会ごとに令和元年度の町長との懇談会を11月7日から12月19日まで開催し、総勢57名の方にお集まりいただきました。

町からは、私をはじめ副町長、教育長、各課長等が出席し、第5次小坂町総合計画の進捗状況について説明して、その検証をテーマに意見交換を行いました。

各地区からは、第1子からの保育料の軽減、空き家対策の推進、高齢者の見守り対策、ブドウ栽培農家の拡大、移住・定住者の雇用の確保、和井内エリア整備など、様々な意見が出されました。

各地区から出された意見等は、第6次小坂町総合計画の策定に向けて活かしていきたいと考えております。また、今後も様々な場面において町民と対話をする機会を設け、町民目線でのまちづくりに取り組んでまいります。

次に、小坂町の平成30年度決算に係る財務書類について、ご報告申し上げます。

平成30年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております「平成30年度決算小坂町財務書類」でご確認いただきたいと思います。

我が国の公会計は、全ての収入と支出を計上した予算を編成し、その執行状況を決算としてまとめ、報告する仕組みになっています。現金主義に基づいて現金の動きを捉えたものであり、予算の執行や現金の収支の把握には適していますが、借金の増加や資産の減少等、将来にどれだけの負担があるかなどの情報が不足していました。

そこで、企業会計的な手法で財務書類を作成し、従来の方法では分かりにくかった自治体全体の財政状況を明らかにすることを目的に公会計改革が進められてきました。しかし、本格的な複式簿記が導入されていないことにより、事業別や施設別の分析ができていないこと、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、平成26年5月23日付けの総務大臣通知により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関わる統一的な基準が示されました。

これにより、当町では平成27年度から固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成いたしました。

作成した財務書類は従来と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類でありまして、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲

載していますが、今回は一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しております。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載しました。主なものとして、耐用年数に対しての資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老朽化比率は51.94%で、100%に近いほど老朽化が進行していることとなります。道路や公共施設等に係る将来世代の負担の比率は53.68%となっております。住民1人当たりの負債額は199万6,000円となっていて、平成29年度より減少しております。これは負債合計額における地方債残高が減少したことによるものであります。基礎的財政収支については、投資的経費が前年度と比較し減少したことから、投資的経費に充当されていた一般財源が経常経費として使われたことから、数値の改善が見られたものであります。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しています。このうち5ページの貸借対照表の負債の総額は、先ほどの説明のとおり、地方債残高が減少傾向にあり、将来世代の負担が減ってきています。

資産を活用するために、どれだけのコストがかけられているか、地方債の経常的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力を測ることや、資産明細表を利用して行政目的別等の資産老朽化比率を算定するなど、財務書類を活用し分析することによって、町の財政状況の特徴や課題を多面的に把握することができ、今まで以上に他団体と比較して町の位置づけを明らかにすることが可能となります。

なお、町民へは広報とホームページにて公表することにしております。

以上で、2月定例会の町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長。

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

それでは、教育行政についてご報告申し上げます。

各種大会での町内小中学校児童生徒の活躍についてご報告申し上げます。

1月5日から7日まで秋田市で開催された秋田県ミニバスケットボール大会に、鹿角地区女子代表として出場した小坂レッドウェーブは、準々決勝、準決勝と逆転で勝利し、決勝の大舞台でも最後まで諦めることなく、元気いっぱいのプレーで初の準優勝という快挙を果たしました。

年明け早々の明るいニュースは、学校はもちろん、地域に大きな勢いをつけてくれたものと思っており、3月7日、8日に秋田県代表として出場する、岩手県一関市で開催される東北ブロック交歓大会での活躍を大いに期待しております。

また、1月10日から12日まで行われた秋田県中学校スキー大会では、小坂中学校女子リレーが準優勝し、総合で小坂中学校女子は3年ぶりに優勝を果たしました。また、個人でも2年成田絆さんがジャンプと複合で優勝し、2冠を達成したほか、3年木村哉人さんが複合で準優勝、女子では2年本田桜さんがクラシカルで3位、金丸典加さんがフリーで3位になるなど、多数入賞いたしました。

続く東北中学校スキー大会でも、ジャンプと複合で成田絆さんが優勝、女子リレーも準優勝し、小坂中学校から男女6名の選手が全国大会への出場権を得て、2月5日から8日まで長野県野沢温泉スキー場で開催された全国中学校スキー大会に出場し、2年成田絆さんがジャンプと複合で準優勝するなど、健闘いたしました。

小学校は、1月25日に花輪スキー場で行われた鹿角小学校スキー大会で、5年男子クラシカルで金丸拓寛さん、同じく女子で安保胡春さん、6年女子クラシカルで澤田大芽さんがそれぞれ優勝し、男子リレー準優勝、女子リレーが優勝という輝かしい成績を収めました。

今年は雪不足で十分な練習もできない状況の中で、このような好成績を収めたことは、児童・生徒個人の努力と保護者、地域の方々の協力があったからこそと感じております。

また、秋田県読書感想文コンクールにおいて、小学校低学年の部1,138編の応募の中から、小坂小学校3年、工藤逢夢さんが秋田県教育長最優秀賞を受賞いたしました。小学校低学年、中学年、高学年の部のほか、中学校、高校それぞれの部門の最優秀賞のうち、工藤さんを含む10編が全国審査会に進んでおります。

ほかにも、スクールバンド部や吹奏楽部のアンサンブルコンテスト県大会出場など、スポーツ・文化、両面での活躍が目立ちました。

社会環境の変化や少子化等の影響もあり、スキーに限らず部員不足で十分な活動ができない現状ですが、その中でも頑張っている子どもたちやその姿を支えている保護者の方々、指導している先生方のご労苦に対し、敬意と感謝を申し上げたいと思います。

町としても、これまでと同様に活動環境を整え、あわせて児童生徒に対する支援をしたいと考えております。

以上で、2月定例議会の教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第1号 小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第1号 小坂町過疎地域自立促進計画の一部変更について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町では、過疎地域自立促進特別措置法第6条に基づき、平成28年度から令和2年度までの5か年の小坂町過疎地域自立促進計画を策定し、総合的・計画的な過疎対策事業を講じているところであります。

今回の一部変更は、小坂町の過疎対策として、現在進めています十和田湖和井内エリア整備事業に具体的な施設名を加えるほか、新たに再生可能エネルギー利活用の取り組みについて、項目及び事業を追加するものであります。

また、再生可能エネルギーについては、十和田湖和井内エリアに整備する観光拠点施設に、自然エネルギーを活用した施設を整備し、資源循環型社会の推進を図るものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私の方から説明いたします。

令和元年度の補正予算及び令和2年度予算の計上に当たりまして、小坂町過疎地域自立促進計画へ新たに登載が必要な事業等がありますので、その内容について説明いたします。

議案審議の参考の1ページから4ページまでにその内容を掲載していますので、併せてご覧願います。

まずは1ページをご覧ください。

2、産業の振興の計画の、観光又はレクリエーションの十和田湖和井内エリア整備事業に、

施設名として、観光拠点施設と駐車場を加えるものであります。これは、令和元年度から十和田湖の秋田県側の玄関口である和井内エリアに観光拠点施設や駐車場を整備し、十和田湖地域の活性化を図るものであります。

次は、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項の項目に、再生可能エネルギーに関する記述を加えています。

町では、平成13年に掲げたエコタウン構想をはじめ、バイオマスタウン構想、新エネルギービジョン、省エネルギービジョンなどを策定して、町民が主体となり、生ごみの堆肥化や廃食用油のBDF化等に取り組み、自然と調和した環境にやさしいまちづくりを進めています。また、地球温暖化防止施設の整備や省エネルギーの推進などにより、地球にやさしく負荷の少ない施設整備の推進に取り組んでいます。

そこで、国立公園として貴重な自然環境を保有する十和田湖和井内エリアに整備する観光拠点施設に自然エネルギーを活用する施設を整備するものであります。

2ページをお開きください。

具体的な事業といたしましては、自然エネルギー活用施設としまして、木質バイオマス利用施設整備事業と地中熱利用施設整備事業を新たに加えております。なお、両事業とも令和2年度事業として計画しています。

また、概算事業費につきましては、3ページ、4ページに記載しております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。



議案第1号を議案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は議案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号～議案第11号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第2号 令和2年度小坂町一般会計予算、日程第6、議案第3号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第7、議案第4号 令和2年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8、議案第5号 令和2年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第9、議案第6号 令和2年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第10、議案第7号 令和2年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第11、議案第8号 令和2年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第12、議案第9号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計予算、日程第13、議案第10号 令和2年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第14、議案第11号 令和2年度小坂町水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれ議案の朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第2号から議案第12号までの提案理由の説明と合わせ、令和2年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

国では、令和2年度予算の方針として、経済財政運営と改革の基本方針2019に基づき、人口減少や少子高齢化が進行する中であっても、経済の好循環を拡大させ、経済成長と財政健全化達成を両立させるため、科学技術分野などの成長戦略の加速、地方創生の推進による

所得の向上、安全で安心な暮らしのための社会基盤の確保などを重点課題としています。また、消費税率の引き上げにより景気回復を弱まらせることのないよう、キャッシュレス・消費者還元事業や税制措置による対応などを機動的に実行していくとしております。

当町においては、令和2年度が第5次小坂町総合計画の最終年に当たり、「“ひと”と“まち”が輝く躍動する小坂」の実現に向け、重点プロジェクトをはじめとした各施策に取り組んでまいります。第6次総合計画の策定に向けて、重点事業などの評価を行い、まちづくり委員会で協議・提案された意見を幅広く反映し、地方創生につなげるための新たな計画づくりを行う年度となります。

また、七滝活性化拠点センターや畑作振興センターがオープンとなり、交流人口の拡大と地域資源を活用した取り組みが本格化されていくほか、十和田湖和井内エリア整備により、十和田湖への玄関口として、また、地域ブランド十和田湖ひめますの認知度向上及び西湖畔を含めた観光回遊ルートの拠点として、十和田湖の魅力発信を進めてまいります。

また、小中一貫教育の充実や、教材費・奨学資金返還助成、医療費の無償化、空き家住宅等への助成など、各分野での施策を引き続き展開し、移住定住につなげていきたいと考えております。

予算編成に当たっては、将来世代への責任を果たす財政運営を行うため、財政の健全性を堅持しつつ、住民生活を守り、町民のサービスの向上のため、限られた財源を有効に活用いたしました。

その結果、一般会計予算案の総額は40億3,700万円となり、前年度当初予算対比で4,600万円、1.1%の減となりました。

特別会計は、8会計で予算案の総額は18億3,701万円、前年度当初予算対比で5,017万2,000円、2.7%の減となりました。

そのほかにも、水道事業会計の予算を編成し、提案した次第であります。

それでは、令和2年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。

まず、一般会計の歳入について説明いたします。

町税は、町民税においては人口減少などによる減、固定資産税においては償却資産の減少による減、軽自動車税においては、新たな課税率となることによる増収を見込み、町税全体では、前年度当初予算対比131万6,000円、0.2%の増として計上いたしました。

地方譲与税の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税については、国の地方財政対策などに

基づき、その額を推計しております。森林環境譲与税は、令和元年度一般会計第1号補正予算で措置した290万円と同額を計上しております。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、令和元年度交付見込額及び国の地方財政対策などで示された方針を基に算定いたしました。法令の改正により、県に納入される法人事業税の額の一部に相当する額が市町村に交付されることとなり、新たに法人事業税交付金300万円を計上しております。

なお、地方消費税交付金については、消費税率が改正されたことにより、前年度当初予算対比で1,000万円、9.1%の増として計上いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策において、地方公共団体へ配分される額が前年度対比で2.5%の増となっております。当町の場合、その算定に用いる基準財政需要額において、人口減少による算定経費の減や過疎対策事業債の償還額の増などを勘案して、当初予算には、前年度当初予算対比5,000万円、3.3%増の15億5,000万円を計上いたしました。

なお、特別交付税は、前年度と同額の2億円を計上しております。

このほか、分担金及び負担金は、保育料無償化により保護者負担金が減少したことにより、前年度当初予算対比で405万円、22.1%の減となっております。

使用料及び手数料は、七滝活性化拠点センター使用料、畑作振興センター使用料の増などにより、前年度当初予算対比318万円、5.8%の増となりました。

国庫支出金では、プレミアム付商品券事業費補助金、グリーンツーリズム推進プロジェクト事業に充当していた地方創生推進交付金、交流センターアリーナの改修事業に充当していた学校施設環境改善交付金の皆減などによる減少があったものの、障害者自立支援給付費負担金、保育料無償化に伴う保育給付費負担金、個人番号カード交付事業費補助金、十和田湖和井内エリア整備事業に充当される二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金の増などにより、5,480万3,000円、18.7%の増となりました。

県支出金では、福祉医療費補助金、青年就農給付金、秋田県議会議員選挙費及び参議院議員選挙費委託金などの減少があったものの、介護・訓練等給付費負担金、保育給付費負担金、馬铃薯収穫機導入に充当される元気な中山間農業応援事業費補助金、国勢調査交付金、秋田県知事選挙費委託金などの増により、353万5,000円、1.8%の増となりました。

寄附金は、今年度途中から開始した新たなネットサービスの活用を図ることにより、ふるさと納税額の増を見込み、未来創生基金において前年度当初予算から1,000万円の増となっ

ております。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、未来創生基金の一部をグリーンツーリズム推進プロジェクト事業、大規模ジャガイモ栽培実証試験事業、妊産婦医療費扶助、おたふく風邪予防接種事業、生後1か月健康診査事業、新生児聴覚検査事業、康楽館創建110年記念事業に充当しております。また、小坂小学校暖房設備更新へ新総合教育エリア振興基金から1,238万円、森林に係る土地評価業務委託などへ森林環境整備基金から210万円を充当し、全体で前年度当初予算対比3,975万7,000円、9.8%の減となっております。

町債は、発行額としては2億6,690万円を計上し、教育・福祉施設等整備事業債として、一本杉地区流雪溝設置事業530万円、一般単独事業債として、防災行政無線デジタル化更新事業4,280万円、過疎対策事業債として、道路橋りょう整備事業、十和田湖和井内エリア整備事業、医師確保対策事業、危険老朽空き家除却事業など1億2,280万円、秋田県市町村振興資金として、福祉保健総合センター改修事業600万円を計上いたしました。

交付税の振り替えである臨時財政対策債は、国の地方財政対策において3.6%の減と示されておりますが、実績などを勘案し前年度当初予算と同額の9,000万円を計上しております。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が24億7,030万5,000円、全体の61.2%を占めており、前年度当初予算と比較すると4,381万4,000円、1.7%の減となっております。これは、地方創生推進交付金を活用したグリーンツーリズム推進プロジェクト事業の終了による委託料や、プレミアム付商品券発行事業の終了による需用費、会計年度任用職員制度の開始に伴う賃金の減などが要因となっております。

投資的経費は4億5,901万6,000円で、全体の11.4%を占め、前年度当初予算と比較し2,951万4,000円、6%の減となっております。

その他経費は、11億767万9,000円、全体の27.4%で、前年度当初予算と比べると2,732万8,000円、3.5%の増となっております。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は12議員で編成いたしております。議員共済会負担金として1,139万5,000円。また、議会活動において町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議

会広報「議会だよりこさか」の発行費用として63万5,000円を計上し、総額を6,699万8,000円としております。

2款総務費であります。

「ともに集い“行動”するまち」を実現するためには、まちづくりの主役である町民の参画が何よりも重要であり、町民と行政がよりよいパートナーシップを築き、それぞれの責任や役割を認識し、連携して活動を進める必要があります。迅速に、分かりやすくかつ効果的な情報の発信に努め、地域活動の中心である自治会活動に対する助成や地域づくり補助金等により、地域自らの地域づくりを引き続き支援してまいります。

また、地域課題や社会ニーズが多様化する中、一自治体ですべての行政サービスを担うことが難しくなっており、近隣自治体と相互に役割分担をして、生活に必要な機能を確保し、定住の促進及び地域の活性化を促進する連携も必要となります。

第5次総合計画の後期基本計画の最終年度が令和2年度となることから、取り組みとその達成度についての評価や第6次総合計画の策定に向け、617万6,000円を計上しております。

みんなの地域づくり補助金、自治会活動に対する助成、広報の発行などに532万円を計上しております。

人口減少や高齢化の進行に対応して、地域の活力維持と地域の魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊2名を採用し、移住・定住の促進のほか、農業の6次化に向けた取り組みへの支援や新たな商品開発、行政サービスなどのきめ細やかな情報発信などの地域協力活動を行う経費として959万7,000円を措置いたしました。

小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の移住定住促進プロジェクトの一つとして、改修済みの空き家2棟を貸し出しや、定住目的での空き家の購入費・改修費への補助などとして、237万6,000円、空き家の片づけに対しての助成制度として、新たに30万円を計上しております。この助成により、空き家バンクへの登録物件数を増やし、町内外の住宅需要に対応することにより、空き家の解消・移住定住につなげていきたいと思っております。

また、国・県の施策と連動し、首都圏からの移住推進を目的として、地方へ移住し就業した場合1世帯当たり100万円を交付することとし、2名分を計上いたしております。

通学や高齢化の進行に伴う交通弱者の買物・通院など町民のニーズに合った公共交通の維持・確保に努めます。十和田湖地区と町内中心部を結ぶデマンドタクシーの運行・運賃補助、野口線の町営バス運行費等に1,117万2,000円を計上しております。なお、町営バス車両については、平成19年度の導入から13年が経過し、老朽による故障が多く、運行に支障を来

すおそれがあることから、新たに車両をリースで導入する予定となっております。

選挙費は、町長選挙費、秋田県知事選挙費として571万2,000円を計上しております。

このほか、町史編さん事業として1,007万2,000円、小坂町未来創生基金へ寄附する町外の方に対しての特産品贈呈経費やネット決済システム利用料として944万6,000円、マイナンバーカード交付推進事業として345万3,000円、国勢調査などの統計調査費として369万9,000円などの予算を計上しております。

3款民生費であります。

総合計画の基本目標に「ともに支え合う“元気”なまち」を掲げております。町民一人ひとりが自らの健康状態を知り、生涯を通じて心身ともに充実した暮らしを営むことができる健康づくり、そして、高齢者や障がいのある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で自立した生活や社会参加ができること、子育て世代が安心して子育てができること、安心して医療が受けられることなど、保健・医療・福祉の充実に努めて、ともに支え合う元気なまちづくりを進めてまいります。

高齢者福祉・介護保険の分野では、高齢者も元気に暮らせるまちを目指し、高齢者施策を推進します。65歳以上の高齢化率は44%を超え、高齢者対策はまちづくりの重要な課題と位置づけています。高齢者が地域の一員として自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、それぞれの状況に応じたサービスの提供に努めます。

高齢者世帯の生活支援サービスとして、外出支援サービス、軽度生活支援、介護予防促進車両活用事業など8事業に係る経費590万7,000円を計上しております。

また、自治会で実施する敬老会や75歳以上の高齢者を含めた活動に対する補助金として、129万3,000円を計上しております。

障がい者福祉の分野では、障がい者施策の目標を「障がいのある人も地域とともに暮らせるまち」と設定して取り組んでいきます。障がいのある人も地域で自立した生活を営むことができ、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、地域で暮らせるサービスや地域づくりを推進します。

障がい者の生活介護や施設入所・就労移行支援等に係る障がい者自立支援等は、総額1億2,864万7,000円となりました。また、新たに相談支援や区分認定調査を小坂町社会福祉協議会へ委託する経費として742万5,000円を計上しております。

子育て・児童福祉の分野で目指すのは「子どもの成長をみんなで支えるまち」です。安心して子供を生み、育てることができるよう、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子

ども・子育て家庭を社会全体で支援していくための子育て支援の充実を図ります。

特に、医療扶助については、子育て家庭の経済的負担を軽減し、当町の少子化対策の充実を図るため、県の医療費助成に上乘せして、平成28年8月から高校生までの医療費を完全無料とした子ども安心医療扶助のほか、妊産婦医療扶助など、医療費助成全体で4,871万8,000円を計上しております。

第3子以降を出産し養育する保護者に対するすこやか育児手当は、小学校入学前までに月5,000円、小学校・中学校入学時にも一時金として5万円を支給することとして223万5,000円、児童手当は総額4,968万円で、中学生以下の子どもたち延べ4,416人に交付いたします。

そのほか、私立保育所等運営費委託及び保育対策推進事業として1億3,363万5,000円、病児・病後児保育委託として15万円を計上しております。

また、「ふだんから安全に心がけるまち」として、地域や警察、学校と関係機関が連携して防犯や交通安全に努めます。

交通安全対策として139万3,000円を計上いたしました。防犯対策及び街灯整備では834万5,000円を計上しております。

4款衛生費であります。

健康・保健の分野では「生涯を通じて健康に暮らせるまち」を目指します。だれもが健康で安心して暮らすため、健診や健康相談体制・情報提供の充実を図るとともに、受診率を向上させて疾病予防に取り組みます。

小坂町医療体制では、高度医療や特定診療科目については、近隣の総合病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な治療を受けられるよう、近隣市と連携して地域医療の確保のため病院・診療所に対する運営支援を行います。

また、だれもが安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進め、母子や妊産婦への保健サポートの充実を図ります。小児肺炎球菌ワクチンや風しん等の予防接種により、次代を担う子どもたちの健康を守るとともに、子どもの幸せを第一に考えた支援を行います。

健康推進対策費として3,016万5,000円を計上いたしました。

鹿角地域の医療体制の確保のため、かづの厚生病院への支援等として1,414万8,000円を措置したほか、子育て中の方をはじめ、だれもが24時間気軽に電話相談することができるテレフォン病院24事業として37万7,000円、あんしん医療連携事業として102万2,000円を計上しております。

環境保全の分野では、基本目標に「“自然”とともに生きるまち」を掲げております。小

坂町は、十和田八幡平国立公園の十和田湖など、豊かな自然環境を保有しており、これらは後世に引き継ぐべき貴重な財産であります。「“自然”とともに生きるまち」として、今後も自然環境の保全に努め、環境にやさしいまちを実践することのため、生ごみの堆肥化、廃食用油の回収、BDF化など、町全体で小坂町独自の資源循環型社会の構築に取り組みます。

資源循環推進のための生ごみ堆肥化は、生ごみ処理器の普及拡大やごみ分別の意識高揚を図るための経費として30万7,000円を措置しました。

鹿角広域行政組合の衛生費負担金として、ごみ・し尿処理及び斎場に係る負担金1億1,969万8,000円を計上しております。

環境衛生対策では、樹海クリーン公衆トイレ屋根葺替工事131万3,000円、合併処理浄化槽の設置として、8基分の補助金706万8,000円、休廃止鉱山坑廃水処理経費等を含めた公害対策費として776万4,000円を計上いたしました。

水道費では、水道事業会計に対して、旧簡易水道が水道事業会計での経営に移行したことに伴い、それらに係る起債元金償還相当額の一部として1,514万2,000円を出資金として措置したほか、利子償還相当額の一部384万6,000円と、高料金対策分として1億円を負担金として計上いたしました。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助、資格取得支援に対する補助など引き続き実施するため、455万6,000円を計上いたしました。

6款農林水産業費であります。

農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の法人化を支援するとともに、担い手に農地中間管理事業を活用した地域の農地集積を推進いたします。また、農産物の加工・流通・販売までを意識した農業の6次化に向けた取り組みや、地域資源に付加価値を生み出す取り組みを推進します。水田機能を利用した自給率の向上、戦略作物の作付けによる農家の所得向上と資源循環の構築を目指し、菜の花や飼料米の作付けを引き続き推進してまいります。

有機農業の推進として、特別栽培農産物認証制度の認証費用の助成と栽培に係る補助を実施することとし、60万円を計上いたしました。

大規模野菜団地実証試験として、加工用ジャガイモ栽培実証試験補助金160万円、水田利活用向上支援として、転作奨励品種である菜種・ソバの刈り取り助成360万円、菜の花作付けから主食米・加工用米・備蓄米を作付けした生産者への助成5万円を計上、戦略作物であ



る菜種・ソバ等の種子購入に対する助成として250万1,000円を計上しております。また、需要に応じた米の生産を推進するために、飼料用米の作付け奨励補助として450万円を計上いたしました。

畑作振興の新たな拠点となる小坂町畑作振興センターにおいては、栽培実証試験を実施している馬鈴薯の収穫機及び植付機を購入することとして2,030万3,000円。また、センター屋根改修工事として748万円を計上しております。

農業基盤整備としては、中央団地前大堰水路改修工事など167万6,000円、農地維持・資源向上活動支援事業は、9地区の活動分として1,748万4,000円を計上いたしました。

バイオマスタウンの推進では、菜種の買取りや搾油機械の修繕、BDF製造に係る経費252万7,000円、林業振興として林道補修などの経費276万9,000円、森林環境整備基金充当事業として、土地評価業務など230万円を計上しております。

また、グリーンツーリズム推進事業としては、ワイン製造技術者養成、商品企画等の費用、体験農園管理・ブドウ栽培の費用として366万1,000円、飲食店連携型ワインモニターイベント経費200万円、ワイナリー創業祭補助として190万9,000円を計上いたしました。

水産業振興としては、十和田湖ひめますの食の提供の磨き上げ、PRイベントや周知事業の開催等を行うため、十和田ひめますブランド推進協議会に対しての負担金として55万5,000円を措置いたしました。

7款商工費であります。

「個性をみがき“躍動”するまち」として、鉱業技術を活用した環境リサイクル産業、日本の近代化を支えた産業遺産群など、小坂町が保有する技術や資源といった個性を磨き、小坂町の特色を生かした魅力ある産業振興を目指します。

観光の分野では、十和田湖や小坂鉱山事務所、康楽館、小坂鉄道レールパークなど町の個性である観光資源を磨き上げるほか、魅力や知名度を高めて、国内外の旅行者の誘客を推進します。

商業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、にぎわい・活気を生む商業の取り組みを支援します。

工業の分野では、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行うとともに、小坂町の特性を生かした新規創業や新分野への事業展開を計画する法人・個人・団体に対する創業チャレンジ支援を行い、地域経済の活性化に積極的に取り組みます。

消費者の分野では、これまでも消費者被害の未然防止・拡大防止のために、啓発活動や相談窓口の周知、広報活動等を行ってきましたが、近年、悪質商法の手口が巧妙化しており、また消費生活相談も多様化してきております。将来にわたり持続的に、これまで整備してきた消費者行政を引き続き維持・強化してまいります。

マル坂資金の関係では、預託金・借入金を保証料補給を合わせて5,103万8,000円、中小企業振興事業として1,055万円、創業チャレンジ支援事業に130万円を計上いたしました。

商業の振興では、かづの商工会補助138万7,000円のほか、個人商店の店舗の内装や陳列棚等の改修費に対してのリフォーム補助60万円、小坂町商業協同組合への運営費補助金30万円、新たに小坂町市日会への運営費補助金20万円を措置しております。

また、七滝活性化拠点センターの管理費794万9,000円を計上しております。貸事務所として活用することで、県外からの企業進出や新規事業の創出・起業を支援するとともに、地域コミュニティーの振興の場として入居企業だけではなく、地域交流スペースを活用して地元の方々との交流が盛んに行われ、より多くの利用が図られることを期待しております。

観光振興につきましては、3Dを基軸とした交流拡大事業として、外国人観光客の誘客を図るため、台湾での情報発信やイベント実施経費として32万1,000円、平成28年度設立した地域連携DMO形成事業のための経費として941万円、十和田湖観光振興対策として、冬物語補助金など892万1,000円を計上しております。また、康楽館創建110年を迎えることから、記念事業として特別公演実施のための演劇を制作する経費として150万円計上いたしました。

国際交流の分野では、JICA研修員や国際交流員、外国語指導助手との交流、これまで培ってきたネットワークを活用し、国際性豊かな人材づくりに取り組むため、国際交流員の招致費など598万4,000円を計上しております。

8款土木費であります。

道路・交通の分野では、生活に身近な道路について「人びとが快適に行き交うまち」を目指して、地域の交通の利便性と定住環境の向上につなげるため、道路整備を計画的に進めます。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細かな除排雪体制を確保します。要望が強い流雪溝は年次計画で設置を進めてまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き町民の持家の改築・リフォームを支援するとともに、憩いの場として公園の環境を整備いたします。

道路橋りょう維持補修費等は1,439万5,000円、生活用道路改修補助100万円、道路橋りょう

う改良事業は、補助事業として一本杉地区流雪溝設置ほか4路線・1橋りょう、十和田湖和井内エリア整備事業で2億7,242万6,000円を計上しております。

河川整備としては、松木沢川ブロック嵩上工事や河川しゅんせつなどで746万円を計上しております。

都市計画事業として、総合都市交通体系調査等業務経費として790万2,000円を計上しております。

町営住宅改修整備として、渡ノ羽住宅屋根葺替工事346万5,000円、あけぼの・つつじ平住宅火災警報器更新経費184万8,000円を計上しております。また、北あけぼの住宅2棟及び南あけぼの住宅1棟の解体経費687万5,000円を計上しております。

住宅リフォーム支援事業は450万円を計上いたしました。この事業の経済波及効果も大きく見込まれ、既存住宅の居住環境の質的向上と地域の経済活性化に大きく寄与しているものと考えております。

また、町内の木造住宅の耐震化率を向上させるために、耐震診断及び耐震改修補助として24万円、雪に対する負担軽減を図るため、設備や資材、住宅リフォームに対する補助として90万円、ブロック塀撤去支援として40万円を措置いたしました。

9款消防費であります。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合より、消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加・多様化に対応し、救命率の向上を図るため、救急救命士の育成など救急救助体制の充実と強化に努めます。

町内においては、消防団員の装備品の充実、ホース乾燥塔の更新、防火水槽・消火栓標識板設置など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助し、地域全体で災害に強い、「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組んでまいります。

鹿角広域行政組合の消防費負担金として1億4,886万4,000円、消防施設整備に190万3,000円を計上いたしました。

防災対策としては、小坂町自主防災組織活動費等補助金21万円、防災情報伝達手段の一つとして導入した緊急告知ラジオの運営経費として330万円を措置しております。そのほか、無線電波のデジタル化に対応し、防災行政無線機材の更新経費として4,280万円を計上しております。

10款教育費であります。教育費予算は前年度当初予算と比較し39.2%減の3億4,102万7,000円となっております。その内容につきましては、教育委員会からの教育行政の方針と予算（案）の概要の説明がありますので、割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度当初予算と比べて1,218万4,000円、2.2%増の5億7,400万2,000円を計上しております。

令和2年度は、税収の大きな伸びが期待できない中、会計年度任用職員制度の開始による人件費の増加や、公共施設の老朽化による維持修繕費の増加、公債費等の経費が増加しており、その財源として基金を活用するなど、財政運営は厳しさを増しますが、健全性の確保に充分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要でございます。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。

加入世帯を720世帯、被保険者1,050人と想定し、国保税を1世帯当たり10万7,958円、医療費は、前年度の実績とここ数年の実績に基づいて6.7%の減と見込み、総額5億8,327万3,000円の予算を編成しております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として7,802万9,000円を計上し、予算総額7,906万6,000円といたしました。

介護保険特別会計であります。

小坂町の高齢化率は、令和2年2月1日現在で44.1%となっており、また、75歳以上の方の割合は26.0%、およそ4人に1人が75歳以上と、超高齢化社会へ突入しています。この状況に対応するため「高齢者も元気に暮らせるまち」を目標に掲げ、介護予防の推進に努めてまいりました。また、いざ介護を必要とする状態になっても、その方にとり必要なサービスを受けられるよう、ニーズに合わせた介護サービス基盤の構築と適正な運営を図ってまいりました。人口減少に伴う介護人材の確保など、町の介護保険事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、引き続き安定的な高齢者施策の推進に努めてまいります。

当初予算計上額は、介護認定者への保険給付と介護予防事業を中心に行う保険事業勘定が、歳入歳出ともにそれぞれ7億9,053万7,000円で、前年度当初予算対比で525万円、0.7%の減となっております。

町直営の居宅介護支援事業所などの運営を行う介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額209万5,000円を一般

会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出ともそれぞれ303万7,000円で、前年度当初予算対比で187万9,000円、38.2%の減となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,042万3,000円で、歳入の主なものは、診療収入4,052万円、一般会計繰入金1,786万6,000円であります。一般会計繰入金は、前年度より493万円の減となっております。歳出は、総務費5,011万1,000円、医療費887万4,000円及び公債費143万8,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ316万7,000円の予算を編成しております。歳入は、共済掛金収入98万4,000円、基金運用の利子収入等20万6,000円、基金繰入金196万4,000円などで、歳出では、退職一時金196万4,000円、共済基金積立金119万1,000円及び管理費1万2,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ300万3,000円を計上しております。歳入は、預金利子3,000円、基金繰入金51万8,000円、貸付金収入248万2,000円で、歳出では、大学生新規5名への貸付金300万円、基金積立金3,000円という内訳になっております。

下水道事業特別会計であります。地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するため、計画的な下水道事業に努めます。

予算総額は3億1,272万8,000円で、歳出の主なものは、米代川流域関連公共下水道建設事業として、荒川地区の実施設計、万谷地区の管渠整備などで1億2,223万1,000円、県営米代川流域下水道鹿角処理区建設事業に対する負担金として621万5,000円であります。ほかに、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金として3,636万7,000円、トイレの水洗化改造費用の利子補給金2万円などを計上しております。歳入は、受益者分担金と負担金で217万5,000円、下水道使用料と手数料で4,433万5,000円、国庫補助金5,000万円、一般会計繰入金1億2,121万7,000円、町債9,450万円などとなっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区が管理する経費として、予算総額177万6,000円を計上しました。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算を計上しております。

本年度は、給水戸数2,112戸に対して1日平均1,261m<sup>3</sup>の給水を行うこととし、収益的収入2億5,394万2,000円、収益的支出2億4,809万3,000円を予定しております。高料金対策として1億円、簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一時負担を含め、一般会計からの負担金の総額は1億384万6,000円となりました。

また、資本的支出は1億8,087万9,000円で、藤原地区配水管布設事業3,976万5,000円、

企業債元金償還金 1 億3,499万8,000円が主なものとなっております。

資本的収入は5,435万9,000円で、企業債2,940万円と一般会計からの出資金1,514万2,000円、国庫補助金981万7,000円となっております。

以上、令和2年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業についてご説明いたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成したものであります。総合計画に掲げた姿の実現に向けて、着実かつ効果的に各施策を推進できるよう全力で取り組んでまいります。

令和2年度予算案並びに関係議案とともに慎重審議の上ご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から、教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

教育長。

○教育長（澤口康夫君） それでは、令和2年度小坂町教育行政の方針と予算の大要についてご説明申し上げます。

教育目標は「心豊かでたくましく、ふるさとの発展につくす町民を育てる」でございます。

教育行政の方針として、学校教育においては、かつてないほどのスピードで変化している現代社会を生きていく子どもたちが、確かな学力と豊かな心を育み、夢や希望を大切に意欲を持って物事に取り組むことができるよう、引き続き小中一貫教育を推進します。

社会教育においては、町民が生涯にわたり自由に学ぶ機会を得ながら、一人ひとりが生きがいを感じ、豊かな人生を送ることができるよう、他機関、団体との連携を進めます。

また、小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を上位目標として、若者の定住促進や子育て環境の充実を目指し、教育助成をはじめとした子育て支援、小中一貫教育、生涯学習の推進を図ってまいります。

令和2年度における小坂町の新入学児童生徒数は、小坂小学校26名、小坂中学校25名の予定です。在学児童生徒数は、前年度（平成31年4月1日現在）と比較して小学校が5名減の162名、中学校は7名減の81名の見込みです。学級数は、小学校が8学級、中学校が5学級で、小中とも昨年と同数の見込みとなっております。

小中一貫校として8年目となります。今までの歩みを検証しながら、さらなる連携を進め

るため、小中合同の教職員研修など一層の充実を図ってまいります。

小学校においては、新学習指導要領がスタートします。英語が教科として必修となり、プログラミング教育も始まります。知識を習得するだけでなく、物事をじっくり考える力、根拠を基に判断する力、相手に分かりやすく伝える力が求められています。学びあいのある学習を通して、思考力、判断力、表現力の向上を図っていきます。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等にも継続して取り組み、子どもたちが安心して学べる環境を整えてまいります。

また、児童生徒の健やかな成長、学習活動・体験活動の充実を目指し、小中一貫校の特色を活かした小坂町ならではの学校・家庭・地域の連携、協働の在り方について検討します。

社会教育においては、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、多様な学習ニーズに対応した学習機会を提供するとともに、その学習成果を適切に活かすことのできる社会を目指します。

また、元気な地域社会を目指して、青少年の地域活動やボランティア活動等の機会を創出し、行動し地域に貢献できる人材を育成します。

地域の方々の参画を得て実施している子どもクラブ S k i p や学校支援ボランティアを充実させ、町民が役割を持ち行動する、地域力を生かした事業を推進します。また、子育て中の保護者の学習機会や交流の場を提供し、子育ての悩みを軽減したり、楽しく元気に子育てができるよう家庭教育事業をすすめます。

読書活動の推進では、すべての町民が日常の生活の中で読書に親しみ、読書活動や交流ができるよう、出張図書館の充実など環境づくりに努めます。

また、芸術文化振興においては、小坂町出身の日本画家、福田豊四郎の没後50年の特別展を開催し、町民がより高い芸術文化に触れる機会を創出します。

それでは、教育予算について主なものを説明いたします。

令和2年度教育費歳出予算額全体では、一般会計で総額3億4,102万7,000円を計上しております。前年度当初と比較して39.2%の減となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、前年度当初と同額の総額300万3,000円となっております。

一般会計における民生費、保育所に係る主な事業では、マリア園の環境整備に250万8,000円、集団活動で声かけの必要な幼児に対する保育サポート事業に保育士4人分、760万4,000円、3歳以上の入所児童保護者に対する副食費助成184万1,000円を計上しています。

学校教育関係の主な事業では、一人ひとりの個性を尊重したインクルーシブ教育を目指し

た学校生活サポート事業に、特別教育支援員 5 名を配置する経費 873 万 1,000 円を措置しています。また、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手（ALT）配置経費として 454 万 2,000 円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費と、十和田湖地区児童生徒 4 名が通学するためのタクシー運行業務委託を合わせ 1,266 万 3,000 円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として 100 万円、育英事業としては、資格検定受検費用の一部を補助する事業費 100 万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規 2 人、大学生等新規 5 人、継続 7 人とし、624 万円を計上しております。また、若者の定住促進に取り組むため、町内に居住する奨学金貸費者に対し、返還額の 3 分の 1 を助成する事業として、10 人分 57 万 5,000 円を措置しています。

小学校 5・6 年生から中学生の学力向上対策として開催している小坂鉱山の子未来塾の経費として 242 万 7,000 円、また、子育て支援事業として、保護者の負担軽減と地産地消の更なる取り組みを進めることを目的に、小・中学校児童生徒の学校給食費半額助成分として 669 万 5,000 円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に 187 万 8,000 円、中学校に 165 万円の合わせて 352 万 8,000 円を措置しています。

小中学校の ICT 関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料 545 万 4,000 円のほか、授業用タブレット 34 台及び通信環境整備リースに係る経費として 103 万 2,000 円、合わせて 648 万 6,000 円を措置しています。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では 11 人分 34 万 1,000 円、中学生では 14 人分 52 万円、合計 86 万 1,000 円を計上いたしました。

児童・生徒のスポーツ文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に 38 万円、中学校に 425 万 7,000 円、合計 463 万 7,000 円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童 30 人分で 290 万 1,000 円、中学校に対象生徒 14 人分で 212 万円の合計 502 万 1,000 円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校 3 年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校 4 年生のブドウ栽培と加工実習、小学校 5・6 年生と中学校 1 年生の十和田湖キャンプ等を実施する経



費として81万4,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室、中学校の合唱指導講習会、小坂高校と合同での強歩大会等に51万円、合わせて132万4,000円を計上しております。

小学校整備事業では、暖房パネルヒーターを更新することとし、1,238万円措置しており、夏季休業期間中に工事する予定です。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、ブックスタート等の家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合事業に1,091万1,000円を計上しています。また、昨年実施した短期教育留学事業についても継続実施することとし、95万3,000円を措置しました。

芸術文化振興事業では、康楽館演劇祭に関する経費として、関連する子ども芸術文化教室と合わせて114万円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である七夕祭や盆踊り、町の無形民俗文化財に指定されている虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて311万9,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、社会を明るくする運動や行事ごよみ作成、各自治会連絡協議会が行う事業へ活動補助132万7,000円を計上しております。

図書館費では、図書購入費として146万円、郷土館費では、福田豊四郎後没後50年特別展実施事業などに208万6,000円と、福田豊四郎の作品購入経費として143万円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園指定管理委託料126万4,000円、運動場を含む中央公園管理清掃業務等に799万5,000円を計上しております。また、スポーツ事業として、体育協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に188万1,000円を計上いたしました。

特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸与予定人員を大学生新規5名分として300万円を計上しております。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもってより効率的な運営に努めてまいります。

最後に、令和2年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができるよう、関係する皆様のご理解とご指導をお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 先ほど町長の説明の中で冒頭、提案理由について、議案第2号から議案第12号までと申し述べましたが、議案第2号から議案第11号までの提案理由ですので、訂正いたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例第5条第1項の規定により、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君、以上、11人を委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君、副委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君とすることに決定いたしました。

---

◎議案第12号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第15、議案第12号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましても議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第12号 令和2年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰入れを行う場合は、その限度額について議会の議決を得ることとされています。

したがって、令和2年度における下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入額を、米代川流域鹿角処理区の県営下水道事業の建設費負担金、米代川流域関連公共下水道事業に係る経費及び町債の元利償還金等の一部として1億2,121万7,000円以内を繰り入れるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、本日設置されました予算特別委員会に付託して審議することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第13号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第13号 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が印鑑登録証明事務処理要領の改正を行い、印鑑の登録を受けることができない者のうち、成年被後見人を削除し、意思能力を有しない者を加える改正を行いました。

これは、成年被後見人であっても、法定代理人が同行し、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑の登録の申請を受け付けることができるように変更となったものであります。

このことを受け、当町でも同様の措置を講じるため、本条例を改正するものでございます。

詳細につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 小坂町印鑑条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。

審議の参考、5ページ、小坂町印鑑条例の一部改正新旧対照表をご覧ください。

今回、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領が改正され、印鑑登録証明事務の印鑑登録資格において、成年被後見人はこれまで印鑑登録できませんでしたが、印鑑登録することができるように権利の制限が見直されたものでございます。具体的には、法定代理人が同行しており、当該成年被後見人本人による申請があるときには、当該成年被後見人

は意思能力を有する者として印鑑登録申請を受け付けることとなります。

国の印鑑登録証明事務処理要領の改正を受け、準拠している小坂町印鑑条例も同様の措置を講じるため、第2条を改正するものでございます。

そのほか、第5条では磁気媒体への情報の登録について追加しており、第6条では字句を整理しております。

以上で、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ただいまの時間は12時に若干早いのでありますけれども、これより昼食休憩いたしたいと思えます。

再開は1時でお願いします。

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化が必要となりました。これにより、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員に関する規定を新たに追加するものであり、任命権者等の面前での宣誓書への署名を要せず、署名をした宣誓書の提出でも可能とするものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第15号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、特別職非常勤職員の任用の適性確保が図られ、対象となる要件が厳格化されました。これにより、特別職非常勤職員に該当しない職について、整理したものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の詳細について説明をいたします。

議案審議の参考の8ページをお開き願います。

ただいま町長の提案理由で述べましたように、地方公務員法の改正に伴い、特別職非常勤職員に該当しない職について整理する必要があることから、条例の一部を改正するものであ

ります。

指定管理者選考委員会の委員、交通指導員、防犯指導員、健康づくり推進協議会の委員、廃棄物不法投棄監視員につきましては、有償ボランティアとなることから削除するものであります。

森林整備推進協議会の委員につきましては、廃止といたします。

9 ページです。

奨学資金運営協議会の委員は、有償ボランティアとなることから削除するものであります。

続いて社会教育指導員、公民館運営審議会の委員、分館長及び分館書記は廃止といたします。

公民館長につきましては、会計年度任用職員に移行となることから、削除するものであります。

スポーツ振興審議会の委員につきましては、スポーツ推進審議会の委員に名称を改めるものであります。

なお、施行期日は令和2年4月1日としております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。



よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第16号 小坂町招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第16号 小坂町招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、JETプログラム・語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年について、パートタイムの会計年度任用職員への移行が必要となりました。

これにより、招致外国青年に支給する給与については報酬として、公務のため旅行した場合の旅費の額に相当する額を費用弁償とするために、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、小坂町招致外国青年の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の詳細について説明いたします。

議案審議の参考の10ページをお開き願います。

ただいまの町長の提案理由で述べましたように、地方公務員法の改正に伴い、語学指導等を行う外国青年招致事業により招致する外国青年について、パートタイムの会計年度任用職員への移行が必要となることから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、パートタイムの会計年度任用職員に対して支給する給与については報酬、公務のため旅行した場合の旅費の額に相当する額は費用弁償として支給する

こととなります。このことから、条例の題名を「小坂町招致外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例」に改め、条例中の「給料」を「報酬」に、「旅費」を「費用弁償」に、「給料額」を「報酬額」に、それぞれ改めるものであります。各条の見出しについても同様の改正を行っています。

また、第5条第2項の費用弁償の額については、小坂町職員等の旅費に関する条例の規定の例により、当該旅費に係る旅費相当額とすることとして、条文の整理をするものであります。

なお、施行期日は令和2年4月1日としております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第17号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類

及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第17号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、臨時・非常勤職員の任用要件が厳格化されたことから、会計年度任用職員制度への移行が必要となりました。

これにより、単純な労務に雇用される職員においても会計年度任用職員制度を適用させる必要があることから、非常勤の職員に関する規定を削除するものであります。

なお、単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の基準等につきましては、規則で定めることとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第18号 小坂町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

これまでの本条例においては、町有財産の譲与または減額譲渡については、公共団体及び寄附者等のみに限られていたところであります。

これに加えて、地域の活性化に資する事業の用に供する団体等についても、必要に応じて町長が認めた場合は、譲与または減額による譲渡を可能とするものです。

本条例改正により、空き公共施設等の有効活用の推進が期待できるほか、小坂町公共施設等総合管理計画の基本方針に基づいた公共施設等の総量の削減につながるものと考えております。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、小坂町有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例制定についての詳細について説明いたします。

議案審議の参考の13、14ページに、本条例改正に係る新旧対照表を掲載しております。

14ページの方をご覧ください。

町長から説明がありましたとおり、本条例案は、町有財産の譲与または減額譲渡について、これまでその対象を公共団体及び寄附者等に限っていたものを、地域の活性化に資する事業

の用に供する者を加えるものであります。

町では、旧学校校舎や旧教員住宅、県から譲渡された旧砂子沢ダム事務所など、今後の活用の検討が必要な施設が存在しております。また、平成29年に策定した小坂町公共施設等総合管理計画の基本方針においては、町の将来を見据えて、公共施設等の総量の削減を最優先と考えて計画を推進することとしております。

このことから、公有財産としての用途を廃止した普通財産については、産業の振興、雇用機会の創出、社会福祉の増進、芸術文化の振興など、地域の活性化につながる活用を行う場合は譲与または減額譲渡できるものとし、当該施設の活用の推進を図るものであります。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第18号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第19号 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法の規定に基づいて町が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を改めようとするものであります。

特定教育・保育及び特定地域型保育は、良質かつ適切な内容と水準のサービスが提供されることにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものであり、その施設及び運営に関する基準については、子ども・子育て支援法において市町村が条例で定めることとされております。また、市町村が当該基準条例を定めるに当たっては、国が内閣府令で定める基準に従うこととされております。

本条例改正は、基準府令の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更、用語の整理などについて、町が定める基準条例の条文を改めるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 小坂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、詳細をご説明いたします。

議案審議の参考、15ページをお開きください。

町長から説明がありましたとおり、本条例案は、市町村が従うべき内閣府令の改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

改正の主な内容をご説明いたします。

第2条では、既存の用語について、略称や法律引用条項を改めるとともに、新たな用語の定義を加えています。

17ページ、第3条では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則として、保護者の経済的負担軽減に配慮を位置づける改正。

18ページ、第5条では、利用者から負担してもらう費用の範囲を明確化する改正。

21ページ、第13条第1項では、幼児教育・保育の無償化に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満児の保護者に限定する旨の改正。

23ページ、同条第4項では、利用者負担額とは別に保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用の範囲を、3歳以上児の副食費とし、対象世帯の所得や子どもの人数により負担を免ずる旨の改正をします。

54ページになります。

附則第5条では、特定地域型保育事業者による連携施設について、これを確保しないこと  
ができる経過措置を5年延長して10年とする旨の改正をしています。

また、その他の条及び附則においては、用語及び法令引用条項の整理をしています。

なお、本条例改正において、保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する  
費用の範囲を規定しておりますが、当町においては、食事の提供に要する費用について助成  
措置を講じており、引き続き保護者の負担軽減を図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第20号 小坂町子どものための教育・保育に関する  
利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、子ども・子育て支援法施行規則が改正されたことに伴い、町条例で引用する法律の条項を改めるものであります。

幼稚園・保育所等の利用に伴う利用者負担額については、子ども・子育て支援法において、国が定める額を限度として、保護者世帯の所得状況その他の事情を勘案して市町村が定める旨が規定されており、また、同法施行規則において、保護者の世帯階層を区分する際、所得割額算定に用いる地方税法上の条文が規定されております。

本条例改正は、先に同法施行規則が改正され、所得割の額を計算する際に適用しないこととする税控除の引用規定が改正されたことから、町条例においても当該引用規定を改めるものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第21号 小坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、特別職非常勤職員の任用の適性確保が図られ、対象となる要件が厳格化されました。

これにより、特別職非常勤職員に該当しない監視員の報酬支給について整理するものであります。なお、監視員へは報償金により支給することとし、別途規則で定めることとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第22号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、国が実施する低所得者層に対する介護保険料の軽減に関する措置について、その軽減幅が拡大されることに伴い、条例に定める介護保険料額を改正しようとするものであります。

これまで消費税財源を活用した介護保険料の軽減は、消費税率が8%から10%に引き上げられた令和元年度から、町民税非課税世帯に属するすべての被保険者を対象に実施しているところです。

しかし、令和元年度の介護保険料の軽減幅については、消費税率が8%から10%に引き上げられた時期が年度途中ということもあり、国において軽減に必要な財源が半年分しか確保できないとのことから、通年で財源が確保できた場合の半分の水準で設定しておりました。

令和2年度以降については、通年で財源が確保されることから、条例に規定する軽減後の保険料額を本来の軽減額に改めようとするものです。

なお、国において、保険料の軽減実施に係る政令の施行前であることから、本条例の施行日は規則に委任する形とし、政令が公布された後に規則で定めたいと考えております。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきまして、ご説明をさせていただきます。

審議の参考、58ページをお開きください。

消費税財源を活用した低所得者の保険料軽減強化にする仕組みが設けられまして、平成27年度より、第1段階の方を対象として一部軽減が実施されておりました。昨年の令和元年度改正によりまして、令和元年10月の消費税率10%への引き上げに伴い、さらなる軽減強化が行われ、世帯全員が非課税の方、第3段階までの方が対象として軽減をされてございます。しかし、先ほどの町長からの説明のとおり、年度途中での消費税引き上げであったことから、充当すべき財源が半分しか確保できないということから、形式的に本来の軽減幅の半分に設定されておりましたが、今回の改正により、本来の保険料軽減強化が完全実施されることとなります。

改正の内容につきまして、ご説明をいたします。

新旧対照表中、第4条第1項第5号の基準額に対しての負担割合が、今回の改正によりまして、第4条第2項、第1段階の方は、0.075軽減し0.3となり、2万3,850円から4,770円軽減され1万9,080円に、同条第3項、第2段階の方は、0.125軽減し0.5となり、3万9,750円から7,950円軽減され3万1,800円に、同条第4項、第3段階の方は、0.025軽減し0.7となり、4万6,110円から1,590円軽減され、4万4,520円となります。

なお、改正後、令和2年度6月の本賦課におきまして、第1号被保険者の約4割の方が軽減されるものと見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第23号 小坂町交通指導員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第23号 小坂町交通指導員条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、特別職非常勤職員の任用の適性確保が図られ、対象となる要件が厳格化されました。

これにより、特別職非常勤職員に該当しない交通指導員の報酬等支給について整理するものであります。なお、交通指導員へは報償金を支給することとし、費用弁償と併せ、別途規則で定めることとしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。  
して、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第24号 小坂町防犯指導員条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町防犯指導員条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成29年5月に公布され、令和2年4月1日から施行となる地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に伴い、特別職非常勤職員の任用の適性確保が図られ、対象となる要件が厳格化されました。

これにより、特別職非常勤職員に該当しない防犯指導員の報酬等支給について整理するものであります。なお、防犯指導員へは報償金を支給することとし、費用弁償と併せ、別途規則で定めることにしております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第25号 七滝活性化拠点センター設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第25号 七滝活性化拠点センター設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、七滝活性化拠点センター設置条例のうち、2階部分にかかる貸事務所の使用をこれまでの一般利用を制限し、貸事務所への入居を希望する者のみの使用に限定するもので、該当する使用料の一部を改正するものです。

詳細につきましては、観光産業課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 議案第25号 七滝活性化拠点センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに、議案審議の参考、63ページをご覧ください。

昨年4月に七滝活性化拠点センターがオープンし、現在、1階には花輪ふくし会が入居し、貸事務所3部屋すべてを利用しております。また、2階にはアキタ・イナカ・スクールが入居し、貸事務所6部屋中、番号でいきますと1、2、5の3部屋を利用しており、今月、映像関係の方が4に入居したため、残り2部屋という状況であります。

当初は、一般の方の2階貸事務所の短時間利用も考え、1時間単位の使用料を設定いたしました。機や椅子などの備品がない貸事務所の1時間単位の利用は見込めない状況であります。また、2階には無料で利用できるフリースペースが2か所あるため、特に貸事務所の1時間単位の使用を設定する必要がないものと判断し、このたび、条例を62ページのとおり改正し、1時間当たりの使用料を削除するものであります。

以上、簡単であります。七滝活性化拠点センター設置条例の一部を改正する条例の説明といたします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第26号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第26号 小坂町営住宅設置条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、北あけぼの住宅1棟4戸を用途廃止し、町が管理する住宅戸数を改正するものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは詳細につきましてご説明をいたします。



議案審議の参考、64ページをお開きください。

小坂町営住宅設置条例の一部改正につきましては、町が管理する住宅戸数に変更が生じたので、改正するものであります。

内訳は、新旧対照表の別表で、右の旧、一番上の町営住宅のうち、1段目にあります下線の引いてある北あけぼのの戸数を、公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、老朽化が著しい北あけぼの住宅16号棟4戸を用途廃止し、戸数を116から112に減らしたいというものでございます。

なお、当該住宅につきましては、来年度におきまして解体の予定でございます。

全体戸数では、合計を418から414とし、4戸減らしております。

以上です。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第27号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第27号 小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、道路法施行令の一部改正が令和2年4月1日から施行されることにより、小坂町道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） 詳細につきまして説明をいたします。

小坂町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、令和2年4月1日より、道路法施行令におきまして、消費税率の引上げ及び平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえまして、占用料の額を改正する政令が閣議決定されたことに伴い、改正するものでございます。

詳細をご説明します。

議案審議の参考（追加）というふうな、後から追加になった部分の一番裏、2ページをご覧ください。

小坂町道路占用料徴収条例の附則の経過措置2の次に3を加えるものでございますが、3につきまして加えるものでございます。内容につきましては、施行日前から継続する道路占用料につきまして、激変緩和措置のための取扱いを定めたものであります。具体的に申しますと、現在の占用料を、改正占用料を超えるまで毎年1.2倍ずつしていくというものでございます。

次に、議案審議の参考、65ページの別表の新旧対照表をお開きください。

右の旧、占用料の金額が左の金額欄に変わるほか、備考の7では、占用面積及び長さにおきまして端数が出る場合の基準の変更をしております。

以上、簡単ではございますが詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第28号 小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第28号 小坂町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、川上公民館が改築され4月1日から新館となり、室名の変更に伴って使用料を改めるものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） それでは詳細の説明をいたします。

議案審議の参考の68ページ、69ページをご覧ください。

ご承知のとおり、川上公民館、3月いっぱい完成ということで、現在改築工事を進めております。4月1日からは、69ページの、ちょっと見づらい表になっておりますが、そのような形での公民館新館として利用することになります。その新しい公民館にあわせて、現在の使用料表の室名を変更するという内容です。

また、それぞれの使用料の単価につきましては、セパームほかの公民館等のそれぞれの部屋の面積と比較しての案分して計算させて単価を出しております。

以上、簡単ですが、詳細の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） この時間の区分でありますけれども、午前9時から午後5時まで、それから午後5時から午後9時までというふうに、2段階で料金設定がされておりますけれども、なぜこのようになっているのか、お知らせいただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 会議室につきましては、照明等の使用料というのを実はうたっておりません。5時から9時までについては若干高くなってはおりますが、その分を勘案してプラスしているものでございます。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、今現在も、日中、そんなに暗いわけでもないのですが、建物内はほとんどが照明をつけているというふうな状況ですから、私は、特段日中の時間帯と夜間で線引きをして料金設定するという、そもそも従来の考え方を考える時期に来ているのではないかなというふうな気がするわけです。

それで、今回川上公民館が新しくなるという時点で、思い切ってそういう見直しの考え方が出てくるのかなという期待をしながら料金改定を伺っていましたが、一向にそういう傾向が見られない。従前たる時間設定で、夜になれば暗いから電気が余計使うのだみたいな発想だとすれば、私は考え方をそろそろ変える時期にあるのではないかなという気もしま

すし、さらに、非常に皆さんが多忙になっている時代で、日中はあまり公民館を利用するというよりも、むしろ夜間の方が皆さんが学習をしたり色々な活動をされるのには、より利便性を与えていくと、どうぞお使いくださいという方向で、せっかく造る建物であったらどんどん使わせるべきでないかという、私はそんな気もしないわけでありませんで、料金をこういうふうに分けするというのは、私はいかがなものかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） おっしゃるとおりだと思います。全体の、セパームも含めての利用促進を考えたときという、今の議員さんの提案だと思いますので、今後お時間をいただいて、他の市町村とも比較しながら、少し時間をいただいて考えたいと思います。

○議長（目時重雄君） いいですか。

そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） 今、質問をいたしましたような観点から、私はこういう時間で選別するという考え方は、そろそろ改めるべきだというふうに感じております。そういう根拠から、この案については私は反対をさせていただきたいという立場で討論をさせていただきました。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありますか。

1番。

○1番（鹿兒島 巖君） お聞きしますと、現在、他のいわゆる施設と同等な扱いをしたいという、そういう趣旨でありますから、どうでしょう。そういうことを含めて、しかし公民館始まりますからね。4月から始まるから、それまでにできるかどうかというのはあるのですが、やはり、川上だけほかの施設と違うということでもこれまたおかしなわけですので、その調整はぜひしていただきたいということを思うわけでありませんで。

言ってみれば、こういう新しくできたことにおける対応が新しく求められたら、それが現

にある他の施設の関係でどうなのだという、そういう整理をする必要があると思うので、ひとつそれについて、どうでしょう、これ一旦、取り下げていただいて、改めて4月までに対応を、今言ったような形で、他の施設の利用の仕方の調整を含めた上での提案というのは可能かどうか、これはちょっとお伺いをしながら、ちょっと判断をしたいというふうに思うのですが、いかがでしょうかね。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 川上公民館につきましては4月からオープンしますので、その後、条例改正というのは、今後、議会においてちょっと時間的余裕がありませんので、今回この条例改正を可決していただいた後に、先ほど教育委員会事務局長からも話あったとおりに、もう一度全体的な施設の使用料等を検討した上で、再度提案させていただくことで了解していただきたいというふうに思います。

○議長（目時重雄君） そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第29号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第29号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、小坂町交流センター・アリーナ、同センター多目的ホールの天井照明をLED化したことに伴い、照明使用料を変更するものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 議案審議の参考の70ページ、71ページをご覧ください。

詳細について説明をいたします。

アリーナ、それから交流センター・ホールの天井照明について、水銀灯からLEDの電気を交換したことによりまして、電気料がすごく安くなりました。実際の経費、実経費を算定しまして、その実際負担している部分についての照明使用料を減額にするという、どちらもそういう内容になっております。

簡単ですが、よろしくご審議お願いします。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第30号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第30号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、向陽体育館の天井照明をLED化したことに伴い、照明使用料を変更するものであります。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例について詳細を説明いたします。

こちらの理由も先ほどの交流センターと同様の理由です。向陽体育館の部分ですが、水銀灯をLEDに換えたことによりまして、照明使用料が安くなります。実際にかかっている経費を算定し、1時間400円のを100円に改正したいという内容です。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。



討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第31号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第31号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町赤煉瓦にぎわい館の指定管理者を指定するものであります。

小坂町赤煉瓦にぎわい館は、明治百年通りの観光拠点として、観光情報の発信や観光案内及び地場産品の販売をしながら、観光客と町民への利用に供し、町の活性化に資することを目的に、小坂製錬所敷地内にあった明治37年建築の木骨煉瓦造の貴重な建造物を移築・再現した建物で、平成27年4月から有限会社柴田商店を指定管理者に指定し、その管理・運営に当たっていただいているところです。

このたび、指定の期間が今年度で満了することに伴い、引き続き有限会社柴田商店を指定管理者に指定しようとするものです。

指定管理の申請については、公募により12月27日まで受け付けしたところ、有限会社柴田商店の1団体から申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選考委員会を1月16日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等についての説明の後に質疑応答等を行い、その後選定基準を参照しながら審査を行いました。

申請団体である有限会社柴田商店は会社経営も安定しており、観光施設の経営にも精通し、今後5年間の提案内容も充分基準を満たしていることから、有限会社柴田商店を指定管理者候補者に選定することを決定いたしました。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） この指定管理の選定に当たっての手續について若干お尋ねしたいと思えます。

今、町長の説明ですと、公募されたと。だけれども柴田商店以外は応募がなかったと、こういうことですよね。それで、その結果、選考委員会を開いて、外部の方もこれにはお入りになっているのですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） ただいまのご質問につきましては、外部の方は2名入っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） その委員の方も含めて、色々な審査をされたと思うんですけども、何かこう特別な意見とか、そういうふうなものはなかったものですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 委員の方々からご意見はございまして、主なものは紹介したいと思えます。

1つ目としましては、イベント時には休業とならないように配慮してほしい。あと、観光客が減少しているのであれば、町民が行きやすいところというふうな工夫をしたらどうか。あと、康楽館などのイベントに合わせて、客層に合った商品その都度変えて提供してもいいのではないかと。あと、従業員の接客レベルの向上を図る必要があるのではないかとというふうな意見が出されております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますとそういう、それらの意見が、指定管理するに当たっては町からの注文事項といいますか、そういうふうなことで、条件とはいわないまでも、そういうふうなことに十分配慮して運営していただきたいというふうなものが文言として書かれるのですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） いずれ4月、今回の議会の議決をいただいた後に基本協定書を締結しますので、その中にも多分、記載はできる部分は記載すると思っておりますけれども、それ以外記載できない部分については、口頭で申入れをするということになるかと思っております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） この指定管理に関する条例の趣旨が十分活かされるように、やはり指定管理するときには、そういういろんな意見も含めて、できるだけよくやっていただきたいというふうをお願いをしたいなと思って申し上げているわけです。

この第5条には、町長は原則として10年間指定管理にするというふうにいっているわけですが、今回5年間で提案されてるとするのは、特に何か理由があるのですか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） 条例には、まさに今、議員おっしゃるとおり、まず基本的には10年間と、10年とするというふうになっておりますけれども、町の指定管理している施設は今現在13施設ございますけれども、それに関しては当初からまず5年ということで、10年だとその期間にいろんな事情が変わってくるという観点から、5年でやっておりますので、今回も5年ということで適用させていただきました。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、社会情勢に合わせて、やはり5年が適当だろうという考え方でやってきてると。それは私もそうだろうと思います。

だとすれば、やはりこれ、いつかの時期にこの条例そのものをやはり見直しをして、10年

というスパンでなくて5年にするとか、私はそういうことのほうが適当でないかなということも含めて今申し上げたつもりです。これの第2項にはただし書があって、町長はこの10年に関係なく適当な期間を定めてもいいということも書いているわけですから、そういう意味からいっても、この10年というのはあまり長過ぎるかなという気もしますから、これは要らない意見でありますけれども、そういう観点でもひとつご検討いただきたいなというふうに思った次第であります。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第32号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第32号 指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、小坂町立老人憩の家あかしや荘の指定管理者を指定するものであります。

小坂町立老人憩の家あかしや荘は、小坂町における老人に対して教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、もって老人の心身の健康増進を図ることを目的に設置した建物で、平成27年4月から、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センターを指定管理者に指定し、その管理・運営に当たっていただいているところです。

このたび、指定の期間が今年度で満了することに伴い、引き続き鹿角地域シルバー人材センターを指定管理者に指定しようとするものであります。

指定管理の申請については、公募によらない指定管理者の選定とし、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センターから申請がありました。

副町長を委員長とし、職員並びに外部有識者で組織する指定管理者選考委員会を1月16日に開催し、本施設の管理・運営に係る事業・収支計画の内容等についての説明の後に質疑応答を行い、その後選定基準を参照しながら審査を行いました。

鹿角地域シルバー人材センターの着実な事業実施により、小坂町立老人憩の家あかしや荘の管理運営は安定しており、今後5年間の提案内容も充分基準を満たしていることから、鹿角地域シルバー人材センターを指定管理者候補者に選定することを決定いたしました。

指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間であります。

議会の議決をいただいた後に指定管理者の指定をし、管理に関する基本協定の締結を行いまして、4月から管理運営を行うこととなります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第36、議案第33号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第33号 令和元年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加により、事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計への繰出金の整理などを中心に編成したほか、十和田湖和井内エリア整備事業のうち、道の駅施設本体等に係る事業費について、国の補正予算において示された地方創生拠点整備交付金を活用することから、措置いたしました。

歳入においては、事務事業に関連する国・県支出金及び町債等の特定財源を調整したほか、普通交付税決定額のうち未計上であった分を全額予算化いたしました。

その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に8,751万2,000円、減債基金に5,000万円の

積立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出にそれぞれ3億6,789万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億4,730万8,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる2事業について繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、新たに実施する事業2件について、債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、3事業について起債限度額を調整し、2事業について起債を追加いたします。

歳入歳出補正予算内容の細部につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、一般会計補正予算（第5号）の詳細について説明いたします。

歳出の方から充当される特定財源の内容と合わせて説明をいたしますので、14ページを開きください。

まず1款1項1目議会費です。議員の会議等費用弁償と諸手数料について、精算によりそれぞれ減額しております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。職員人件費の調整として、実績見込みにより、給料、退職手当及び職員共済組合負担金を減額しています。この後の各項目においても実績見込みにより職員人件費を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

4目、財産管理費です。15節の道路補修工事費は、国道282号からマックスバリュ小坂店への進入路となっている町有地について、舗装補修を行うものです。

財源内訳欄のその他977万5,000円は、国道282号の拡幅改良事業に伴う荒谷字横道地内の町有地売払分及び砂子沢ダム公共堰堤改良事業に伴う小坂字向地内の町有地売払い分969万5,000円と、荒谷字道作及び三ツ森地内の町有地に係る特別高圧送電線下の伐採補償金8万円です。

5目企画費です。8節の報償金は地域おこし協力隊員2名に対しての経費を措置していま

したが、1名が8月からの任用となったことから、不要額分212万1,000円を減額しています。この後の12節、14節、19節の地域おこし協力隊家賃補助金についても、それぞれ地域おこし協力隊に関する経費を減額しています。19節の出会いイベント支援事業補助金とみんなの地域づくり事業補助金は、それぞれ申請団体等がなく全額減額いたしました。

6目電子計算費です。19節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金42万5,000円の減は、第4号補正予算で予算措置した国民健康保険オンライン資格確認対応に係るシステム改修分79万3,000円について、国民健康保険特別会計で予算措置することになったことから全額減額しているほか、新たに介護保険特定個人情報データ標準レイアウト改版36万8,000円を追加したものです。財源内訳欄の国県支出金は、介護保険特定個人情報データ標準レイアウト改版に係る3分の2の国庫補助金です。

7目基金費です。収支予算調整の結果、1億3,751万2,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に8,751万2,000円、減債基金に5,000万円をそれぞれ積み立てることとしたものです。この予算補正の結果、平成30年度末に10億1,628万5,000円であった財政調整基金残高は、令和元年度において3億5,600万円を取り崩し、8,851万2,000円を積み立てたことから、令和元年度末残高は7億4,879万7,000円となります。また、減債基金残高は、平成30年度末で4億2,190万5,000円、令和元年度において4,604万1,000円を取り崩し、5,500万円を積み立てたことから、令和元年度末残高は4億3,086万4,000円となります。

9目町史編さん費です。それぞれの項目について、実績見込みに基づき減額しています。

4項選挙費、3目秋田県議会議員選挙費です。昨年4月7日に執行された秋田県議会議員選挙に係る経費の精算として143万4,000円を減額しています。また、その財源として交付されている県委託金も144万6,000円減額しています。

4目参議院議員選挙費です。昨年7月21日に執行された第25回参議院議員通常選挙に係る経費の精算として159万5,000円を減額しています。同じくまた、その財源として交付されている県委託金276万3,000円を減額しています。

16ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費です。8節の賞賜金は、100歳長寿祝い金の精算として減額しています。13節業務委託料は、養護老人ホームへの入所者に関わるもので、実績見込みにより28万8,000円増額しています。財源内訳欄のその他18万6,000円は、養護老人ホーム入所者の負担金の増額分です。

5目障害者福祉費です。20節の障害者自立支援給付費の300万円は、利用者1人当たりの



使用料の増加によるもので、障害児通所給付費の減額は実績見込みによるものです。財源内訳欄の国県支出金は、障害者自立支援給付費に係る国分150万円と県分75万円の増額、障害児通所給付費に係る国分50万円と県分25万円の減額です。

7目介護保険費です。介護保険特別会計保険事業勘定分の介護予防事業費の増額の予算補正に伴い、18万9,000円を追加しています。

8目交通安全・防犯対策費です。1節の交通指導員報酬の28万8,000円の減は、交通指導員数を当初予算において9人で予算化していましたが、6名の実員となっていることから、不用額分を減額しました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。20節の児童手当の350万円の減額は、実績見込みによるものです。財源内訳欄の国県支出金の274万6,000円の減は、児童手当の精算による国負担分227万円と県負担分47万6,000円です。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費です。19節負担金では、鹿角広域行政組合で実施しているし尿処理場整備事業の今年度の出来高見込みにより166万2,000円を減額しています。

2目環境衛生費です。19節の合併処理浄化槽設置費補助金の751万2,000円の減は、当初予算で10件を見込んでいたところ、2件の実績となったことによるものです。財源内訳欄の国県支出金235万2,000円の減は、合併処理浄化槽設置に係る国庫補助金117万6,000円、県補助金117万6,000円です。

3目公害対策費です。今年度の廃乾電池処理が終了したことによる精算として、13節業務委託料を減額しています。財源内訳欄のその他15万2,000円の減は、歳出の計画に合わせて環境保全協力金を財源調整したものです。なお、この目で減額した財源は1目保健衛生総務費に措置しています。

4目予防費です。緊急風しん抗体検査事業の促進を図るため、11節消耗品費に、風しん抗体検査予防接種クーポン作成経費を追加措置したほか、13節業務委託料では、風しん抗体検査実施者の実績見込みにより減額しています。財源内訳欄の国県支出金13万7,000円の減は、緊急風しん抗体検査事業の実績見込みによる国庫補助金の減額です。

5目、母子保健指導費です。13節の検診委託料は、妊婦健康診査の実績見込みにより減額しています。19節の不妊治療等助成事業補助金は、実績見込みにより75万円の減となっています。

6目健康増進事業費です。13節、検診委託料は、各種検診受診者の実績による100万円の

減額となっています。

3項1目診療所費です。19節の十和田湖診療所運営費負担金は、負担額の確定により40万1,000円を減額しています。28節の歯科診療所特別会計繰出金は、診療収入の増や経費節減により384万円の減となっています。

4項水道費、1目水道整備費です。19節の水道事業会計負担金は、令和元年度の繰出基準に基づいて精査を行った結果、86万円の減額となったものです。

18ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。1節の農業委員会委員報酬は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に応じて農地利用最適化交付金が交付されますが、追加交付があったことから139万4,000円を追加しました。財源内訳欄の国県支出金は、県補助金の農地利用適正化交付金の追加分139万3,000円と農業委員会交付金の追加分31万1,000円です。

3目農業振興費です。19節の補助金の減は、有機農業推進事業、元気に農業夢プラン実現事業、経営所得安定対策推進事業、飼料用米作付支援事業について、それぞれの実績見込みによる280万2,000円の減額と、菜種・ソバの買取助成の実績による11万8,000円の増額となった水田利活用向上事業分です。財源内訳の国県支出金欄の125万4,000円の減は、元気に農業夢プラン実現事業に係る県補助金90万円と、水田利活用向上対策事業に係る県補助金35万4,000円です。

5目農業経営基盤強化促進対策費です。機構集積協力金は、制度変更により算定式が改正となったことから、198万2,000円の減額となっています。財源内訳の国県支出金欄は、機構集積協力金に係る県補助金の減です。

8目グリーンツーリズム推進費です。11節及び13節は、畑作振興センターの管理費の精算による減です。15節の施設改修工事費は、畑作振興センターの施設改修に係る工事費の精算により14万8,000円減額しています。財源内訳の地方債欄の1,690万円は、畑作振興センター施設整備事業の財源として秋田県振興資金を充当したもので、その他欄の154万8,000円の減は、畑作振興センターの使用料の実績見込みによるものです。

2項林業費、1目林業振興費です。11節修繕料は、実績見込みから減額しました。

7款1項商工費、2目商工振興費です。8節の報償金30万円は、七滝活性化拠点センターの日本語学校に入校している外国人の生徒に対して町からの記念品を贈呈する経費60人分を新たに計上しました。19節のサテライトオフィス誘致マッチングイベント出展負担金は精算

による減額です。補助金1,058万3,000円の減は、中小企業振興資金保証料補給、産業振興の雇用奨励金及び施設整備費について、それぞれ実績見込みにより減額しているほか、新たに小坂町市日会に対して運営費補助金20万円を措置しています。

3目観光費です。観光推進事業、登山道維持管理事業、マスコットキャラクター活用事業の事業精算により、7節、9節、11節をそれぞれ減額しています。13節の管理委託料250万円は、十和田ふるさとセンターの指定管理料の減額分です。業務委託料122万7,000円の減は、観光大使意見交換会、観光施設等の草刈り等、十和田湖和井内エリア展示物設計委託のそれぞれの実績見込みによるものです。

4目康楽館費です。18節の庁用器具費は、舞台音響スピーカー等の更新が必要となったことから、136万9,000円を措置しました。

6目国際交流推進費です。国際交流員の報酬及び社会保険料に不足が生じることから、1節報酬に2,000円、4節社会保険料に7万1,000円を措置したほか、9節職員普通旅費は精算により減額するものです。

7目小坂鉄道レールパーク費です。12節の諸手数料の減は、旧小坂鉄道保線倉庫の屋根シート張替えが不要となったことによるものです。15節の設備改修工事費は、構内枕木交換工事に係る工事費精算により22万円を減額しています。

9目商品券発行費です。昨年10月から使用開始となったプレミアム付商品券について、2月末で使用終了となることから、実績見込みにより11節、12節、19節をそれぞれ減額しています。また、その財源として交付されている国庫補助金も同額の616万1,000円減額しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。職員人件費を調整しているほか、13節の業務委託料では、木造住宅耐震診断の実績見込みにより36万円を減額しています。19節の補助金は、住宅リフォーム支援事業分として、予算額500万円に対し、実績見込額が300万円となることから、200万円減額し、融雪設備設置分は実績見込みから120万円を減額しています。財源内訳においては、国県支出金欄で、木造住宅耐震診断改修に係る県及び国補助金として27万円を減額しています。

20ページをお開きください。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。19節の私道整備補助金は、申請者がいなかったことから100万円減額しています。

2目道路橋りょう新設改良費です。令和元年度の国の補助金額確定に伴う事業の縮小及び

実績等により、一本杉地区流雪溝、永楽町1号線、上向1号線、上小坂2号線などの町道改良等事業費と、村下橋、大上橋の橋梁長寿命化事業費を精算し7,671万9,000円の減額となりました。また、十和田湖和井内エリア整備事業のうち、道の駅施設本体等に係る事業費について、本年度の国の補正予算による地方創生拠点整備交付金を申請中であることから、4億264万3,000円を措置しています。12節の諸手数料には確認申請手数料分、13節の設計監理委託料には本体工事に係る工事監理業務委託分、15節の施設整備工事費には本体建築工事分、18節の庁用器具費にはテーブル椅子購入分、自動車購入費には除雪用ローダー購入分、機械器具費にはハンドガイド除雪機購入分をそれぞれ措置しました。

なお、この事業の交付金の採択については、3月中旬が予定されています。採択内容によっては事業費の変更もあり得ますが、3月中に臨時議会を開催して審議いただくことも難しいかと思われますので、3月末の補正予算の専決にて調整を図りたいと考えております。

財源内訳欄の国県支出金の1億2,308万円の増は、社会資本整備交付金の4,621万円の減と、地方創生拠点整備交付金1億6,929万円の増によるものです。地方債は、令和元年度事業の事業縮小及び実績に伴う3,230万円の減と、十和田湖和井内エリア整備事業に伴う1億9,230万円の増により、起債発行額が1億6,000万円の増となっています。

4項都市計画費、2目公園管理費です。この目では、都市計画区域内の公園の管理等の経費などを予算化していましたが、精算見込みから予算を整理した結果、業務委託料40万円を減額としています。

3目下水道費です。下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分として、繰出金201万9,000円を減額しました。

5項住宅費、1目住宅管理費です。この目では、財源振替として、公営住宅使用料の過年度分の増により、財源内訳のその他欄に40万円を追加しています。

9款1項消防費、1目常備消防費です。19節負担金では、鹿角広域行政組合の消防施設で電気使用量増加により不足が生じることから、13万4,000円を追加しています。

2目非常備消防費です。実績見込みによる消防団員報酬69万2,000円を減額しています。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費です。7節の事務補助員賃金は、小坂小学校に配置した非常勤講師1名分の実績見込みにより100万円を減額し、嘱託員賃金は、学校生活サポート事業の精算により90万円を減額しました。19節補助金では、奨学金返還助成の実績見込みにより28万円を、学校給食費の半額助成についても、実績見込みから60万円を減額しました。21節では、奨学資金貸付について、実績に基づき120万円の減額を行って

います。財源内訳のその他、20万2,000円の減は、奨学資金の元金償還の精算によるものです。

2項小学校費、1目学校管理費です。18節の図書費20万1,000円は、一般の匿名の方から、学校図書の充実に使用してほしいと20万円の寄附があったことから、その相当額を措置しました。財源内訳のその他の195万9,000円は、分収造林契約を締結し学校林として管理している小坂字相内国有林地内において、米代東部森林管理署が間伐を実施することから、その分収林の売払い分を措置したものです。

4項社会教育費、1目社会教育総務費です。4節及び7節は、学校図書支援員に係る経費を精算により減額しています。8節報償費から14節使用料及び賃借料までは、成人式、放課後子ども教室、教育留学推進事業の各事業の実績に基づいての減額となっています。財源内訳のその他8万5,000円の減は、教育留学推進事業への参加負担金の精算によるものです。

22ページをお開きください。

2目生涯学習推進費です。10月に開催したまなびピアの終了による精算として減額しています。

3目芸術文化振興費です。11節の修繕料は、中小路の館の修繕が年度末までにできていなかったことから、全額の129万6,000円を減額しています。19節の小坂七夕祭及び盆踊り大会補助金は、実績による精算で20万円と2万円の減額です。

4目社会教育施設管理費です。職員人件費を調整しているほか、7節の作業員賃金は、セパームの清掃員の不足分による増と、川上公民館の草刈り等作業員の精算による3万6,000円の増額となっています。11節の光熱水費70万2,000円は、セパームの燃料費の不足分に対応したものです。15節の施設改修工事費の減は、セパームのホール照明LED化工事の精算によるものです。財源内訳の地方債の20万円の減は、セパームのホール照明LED化工事の精算に伴うものです。

5目、公民館事業費です。今年度の中央地区自治会連絡協議会の環境美化活動について、経費をかけないで実施したことから、補助金の支出がなく、全額減額しました。

6目図書館費です。清掃作業員の賃金については、実績見込みにより減額しています。

7目郷土館費です。7節の作業員賃金は、実績見込みにより減額しています。11節では、不足が見込まれる電気料について45万5,000円を措置しました。

5項保健体育費、1目保健体育総務費です。スポーツ推進委員、十和田湖山開き、市町村対抗駅伝大会に係る経費について、9節旅費から14節使用料及び賃借料まで、精算によりそ

それぞれ減額しています。19節のスポーツ少年団補助金についても、実績見込みにより31万2,000円減額しているほか、アカシアスプリント大会は雪不足により中止となったことから20万円を減額しています。

3目屋内温水プール費です。今シーズンの営業が終了したことにより、7節賃金と11節需用費の関連する経費を整理しています。13節の設計委託料473万2,000円の減は、プール改築基本設計委託の精算によるものです。

12款1項公債費、1目元金です。今年度の長期債の元金償還金を精査した結果、11万3,000円の不足が見込まれることから追加しました。

続いて、歳入において今回補正した一般財源について説明いたします。

10ページをお開きください。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、2目旧法による地方道路譲与税です。地方道路税の滞納分等に係る収入が発生したことから、今回の補正において1,000円を措置しました。

9款1項1目地方交付税です。今回の補正における一般財源として、普通交付税7,308万9,000円を措置しました。

12ページをお開きください。

16款1項寄附金、1目一般寄附金です。一般寄附金1件、20万円の申出があったことから、20万円を追加しております。

6ページにお戻りください。

第2表繰越明許費です。これは、令和元年度中の完成が困難で翌年度へ繰り越す2件について、その繰越明許費の上限額を定めるものです。

8款土木費、2項道路橋りょう費の上小坂2号線道路改良事業621万1,000円は、用地買収及び支障物件移転補償の協議に不測の日数を要したため、年度内の完成が困難となり、事業費1,653万9,000円の一部を翌年度に繰り越すものです。十和田湖和井内エリア整備事業4億264万3,000円は、国の補正予算で措置された地方創生拠点整備交付金事業で、交付金の決定の可否が3月になることから、年度内の完成が困難であり、事業費全額を明許繰越すものです。

第3表債務負担行為では、地域医療多職種連携推進学講座設置事業費寄附金については、令和2年度から令和6年度までの5年間にわたり、年間200万円ずつの1,000万円を支払う旨の協定を、本年度中に秋田県及び鹿角市とともに岩手医科大学と締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものです。

休廃止鉦山坑廃水処理業務委託は、令和2年度予算に計上している595万1,000円について、その手続等を令和元年度中に行う必要があることから、今回の補正で措置したものです。

第4表地方債補正では、先ほど歳出の説明において述べたように、事業費の精算・追加に伴い調整し、総額に1億7,670万円を追加し、地方債の限度総額を3億8,497万5,000円から5億6,167万5,000円に変更するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第33号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

それでは、ただいまから休憩を、10分間の休憩で3時15分までといたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時15分

○議長（目時重雄君） 会議を再開します。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第37、議案第34号 令和元年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第34号 令和元年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも926万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億5,003万7,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、社会保障・税番号制度システム改修に伴う負担金82万4,000円の

追加、職員人件費の121万2,000円の減額、一般被保険者等療養給付費124万5,000円の減額、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金負担金の算定誤りの更正に伴う返納金1,089万7,000円を追加するものであります。

歳入につきましては、社会保障・税番号制度システム改修に伴う負担金の国庫補助分82万3,000円の追加、保険者努力支援事業の精算による交付金45万1,000円の減額、保険財政共同安定化事業に係る拠出金負担金の算定誤りの修正に伴う県特別調整交付金の再算定の調整による県繰入金461万7,000円の増額及び特定健診等負担金20万6,000円の増額を含む特別交付金437万2,000円の増額、職員人件費の一般会計繰入金の精算分121万2,000円の減額、高額医療費共同事業拠出金及び交付金の算定誤りの修正に伴う追加交付分528万1,000円を増額するものであります。

補足につきましては、町民課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 町民課長。

○町民課長（安保明彦君） 令和元年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算について、特に、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金負担金の算定誤りの修正に伴う精算について、補足説明をさせていただきます。

本日お配りしました資料をご覧ください。

保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の概要の資料をご覧ください。

高額医療費共同事業については、レセプト1件当たり80万円を超える給付費について、4分の1ずつを国・県が、残りを市町村が拠出金を負担し交付を受ける互助事業で、保険財政共同安定化事業については、レセプト1件当たり30万円を超える給付費について、高額医療費共同事業に係る分を除いた分を市町村で拠出金を負担し交付を受ける互助事業となっております。2つの事業とも、平成29年度まで国保連合会が拠出金及び交付金を算定し、事業を実施していましたが、今回、これまでの算定に誤りがあることが判明しましたので、これを修正し精算するものでございます。

もう1枚の方の紙の精算整理表の方をご覧ください。

上からですけれども、最初に、今回の算定誤りについて、高額医療費共同事業は平成29年度まで、保険財政共同安定化事業は平成26年度までの算定において誤りがありましたが、時効の関係で、高額医療費共同事業は平成26年度から平成29年度まで、保険財政共同安定化事業は平成26年度分について精算することになりました。



上から、高額医療費共同事業負担金（県）は、過大に交付されていたことから県に返納となり、高額医療費共同事業負担金（国）につきましても、過大に交付されていることから国に返納となりますが、国への返納は令和2年度に返納することとなりましたので、この部分は令和2年度予算に措置しております。高額医療費共同事業拠出金及び交付金は、精算した結果、連合会から追加交付されることになり雑入に計上しております。

保険財政共同安定化事業拠出金及び交付金は、過大に交付されていたことから、国保連合会へ追加拠出することになります。

保険財政共同安定化事業支援県特別調整交付金は、保険財政共同安定化事業の拠出金に基づき、県で特別調整交付金を算定していたことから、これにつきましても再算定がなされ、調整された結果、県から追加交付を受けることになったものです。国への返納分以外は今年度で精算することとなりましたので、今回の補正予算で措置させていただきました。

以上で補足の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第34号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第38、議案第35号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第35号 令和元年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、保険事業勘定の既決予算額に歳入歳出とも151万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億1,504万5,000円にするものであります。

歳出補正の主な内容は、保険給付費のうち要介護1から要介護5の方の介護サービス費の支払い分である介護サービス等諸費において、要介護認定者数が当初の見込みよりも少なく

推移していることから、2款1項1目介護サービス等諸費を502万円を減額いたします。

一方、町民税非課税世帯に属する方が施設サービスを利用する際、その居住費や食費の一部を給付する特定入所者介護サービス費において、今年度の給付対象者数が当初の見込みよりも多く推移していることに加え、令和元年10月に食費・居住費の基準額が引き上げられたことにより、予算の不足が見込まれることから、2款6項1目特定入所者介護サービス費等給付費を502万円増額いたします。

また、3款1項1目介護予防事業費につきまして、虚弱高齢者のデイサービスが例年より多く推移していることなどにより、サービス費の不足が見込まれることから、151万2,000円を増額いたします。

加えて、3款2項2目任意事業につきまして、低所得者を対象とした認知症グループホームの家賃助成の支給対象者数が増加したことなどから、不足分として11万5,000円を増額いたします。

そのほかにつきましては、今年度の支払実績を踏まえ、予算の調整を行っております。

歳入補正の主な内容につきましては、歳出でご説明いたしました3款1項1目介護予防事業費の増額分について、国・県などの費用負担割合に応じた収入を見込み、総額で151万2,000円を増額するものでございます。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第35号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第36号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第39、議案第36号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（細越 満君） 議案第36号 令和元年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額から歳入歳出とも259万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,029万4,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、職員人件費36万9,000円、歯科衛生士の賃金160万円、技工士等の業務委託料110万円を減額しております。

また、1款1項2目医療費において、医薬材料費が当初の見込みよりも多く推移していることから47万8,000円を増額しております。

歳入補正の内容は、1款1項1目歯科診療収入の保険分について124万9,000円を増額、財源調整として、3款1項1目一般会計繰入金384万円を減額し調整しております。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第36号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第37号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第40、議案第37号 令和元年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第37号 令和元年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、本年度において奨学資金の新規利用者がいなかったこと及び償還猶予が生じたことに伴い、歳入歳出とも126万7,000円を減額し、予算の総額を173万6,000円にするものであります。

歳入につきましては、基金繰入金を54万8,000円、貸付金元利収入を71万9,000円それぞ

れ減額し、歳出におきましては、貸付金を240万円減額するとともに、基金積立金を113万3,000円増額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第37号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第38号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第41、議案第38号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第38号 令和元年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、既決予算額に歳入歳出とも1,166万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億196万8,000円にするものであります。

歳出の主な内容は、1款1項1目下水道管理費の負担金で、流域下水道維持管理費負担金100万円、汚泥焼却施設維持管理費29万8,000円をそれぞれ減額、2款1項1目下水道建設費の下水管渠工事費は、上川原及び万谷地区の単独工事を838万5,000円、米代川流域下水道鹿角処理区建設事業負担金107万1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳入の主な内容は、収入見込額を精査した結果、1款1項1目受益者分担金を249万円増額、2款1項1目下水道使用料を134万円減額、工事費精算により7款1項1目下水道整備事業債を1,160万円の減額調整としております。

なお、説明いたしました予算に対応する歳入、一般会計繰入金を201万9,000円減額いたしております。

第2条においては、下水管渠工事の万谷第3、第4工区及び県事業である米代川流域下水

道鹿角処理区建設事業が次年度へ繰越されることから、それぞれ3,331万4,000円、55万4,000円の繰越明許費を設定しております。

第3条においては、令和5年度からの公営企業法適用に向けて、令和2年度から令和4年度までの3年間で移行手続を進める必要があることから、限度額を1,500万円とする債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、事業費等の精算により、地方債の限度総額を9,540万円から8,390万円に減額いたします。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第38号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第39号の上げ、説明

○議長（目時重雄君） 日程第42、議案第39号 令和元年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第39号 令和元年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも12万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を324万1,000円にするものであります。

歳入では、矢柄平地内の危険木伐採による立木売払収入4万3,000円、町道上小坂2号線の拡幅改良事業による区有地買収による土地売払収入8万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

歳出では、立木売払収入及び土地売払収入相当分について、川下入会集団に収益補償金としての支払額12万4,000円を計上いたしました。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第39号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第43、議案第40号 令和元年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第40号 令和元年度小坂町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において水道事業収益の既決予算額から86万円減額し、総額を2億5,550万7,000円にするものであります。

その内容は、地方公営企業への一般会計からの繰出基準が変更されたことに伴い、一般会計負担金を減額するものであります。

収益的支出においては、水道事業費用の既決予算額から42万1,000円減額し、総額を2億5,493万1,000円にするものであります。

内容は、営業費用において、事業の精算見込みにより、配水及び給水費の委託料を200万円、修繕費を100万円それぞれ減額し、また、今年度不納欠損見込みとなる金額を引き当てるため、貸倒引当金繰入額を153万3,000円、昨年度末に取得した固定資産の減価償却費が当初見込みより増額となったことから90万2,000円それぞれ増額するものであります。

営業外費用においては、消費税及び地方消費税納付額が当初予算より増額の見込みとなったことから、14万4,000円増額するものであります。

資本的支出においては、既決予算額から211万円減額し、総額を1億7,696万8,000円にするものであります。

内容は、メーター購入費の今年度取付分の精算により営業設備費を減額するものであります。

以上、誠に簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第40号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、2月18日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 3時50分